

(案)

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の変更に関する
特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の見解の概要

今般の変更内容については、計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であり、要求基準に不適合となる点がなく、かつ、評価基準について再評価を行うほどの影響がないことから、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断する。